

原科颯君学位請求論文審査報告

一、本論文の構成

原科颯君から提出された博士学位請求論文「立憲君主制の形成―明治国家形成期の天皇と政治―」は、伊藤博文の憲法調査から初期議会における緊急勅令の運用までの期間を対象に、近代日本においていかにして立憲君主制が構想され、制度化され、運用されはじめたかについて、分析した論文である。本論文の構成・目次は、以下の通りである。

序章

第一節 問題の所在

第二節 本稿の視角

第三節 先行研究

第四節 本稿の構成

第一章 駐露公使・柳原前光の皇室制度論―非政治領域

としての宮中―

はじめに

第一節 伊藤博文の滞欧憲法調査との連携

第二節 総論

第一項 皇室の国民統合機能の強化

第二項 宮中の自律性の確保

第三項 小括

第三節 各論一…皇室の国民統合機能の強化

第一項 御料地の設定

第四節 各論二…宮中の自律性の確保

第一項 皇室財政の整備

第二項 宮内省の権限強化

第三項 元老院の人的強化

おわりに

第二章 宮中改革と天皇の立憲君主化―伊藤博文の政治

指導を中心に―

はじめに

第一節 宮中改革

第一項 皇室の国民統合機能

第二項 宮中の自律性

第二節 明治天皇の立憲君主化

第一項 明治初期の宮中と政治

第二項 立憲君主化の政治指導

第三項 鍋島直彬との競合

おわりに

第三章 明治皇室典範の制定と元老院議員―上院構想の

相剋―

はじめに

第一節 典範草案の作成と元老院改革

第一項 帝室法則綱要と柳原の抜擢

第二項 柳原初稿・再稿の協議

第三項 高輪会議での討議

第四項 柳原三稿とその起草意図

第二節 枢密院内外における競合

第一項 「皇室典範会」の結成

第二項 枢密院会議と尾崎意見書

おわりに

第四章 明治憲法の制定とイギリス立憲君主制―交錯す

る立憲主義―

はじめに

第一節 法律顧問ピゴットの招聘と改進黨勢力

第一項 招聘経緯

第二項 在野の動向

第三項 後年の回想

第二節 ピゴット答議と『憲法義解』

第一項 大臣責任

第二項 緊急勅令

第三項 小括

おわりに

第五章 初期緊急勅令の運用と議會政治―天皇主権原理

の展開―

はじめに

第一節 明治二四年勅令第四六号と第二議會

第一項 勅令の発布と議會対策

第二項 政黨勢力の動向と衆議院審議

第三項 政府の動向

第二節 明治二四年勅令第四六号と第三議會

第一項 貴族院審議と政府系新聞の主張

第二項 政黨勢力の動向と衆議院審議

第三節 廃止緊急勅令と議會政治

第一項 日清戦争下の緊急勅令

第二項 廃止緊急勅令と第一〇議會

おわりに

結 章

第一節 本稿の要約と含意

第二節 今後の課題と展望

参考文献

初出一覽

二、本論文の概要

近代日本の立憲君主制が大日本帝国憲法（明治憲法）の制定によって制度的完成をみたとして、本論文は伊藤博文の滞欧憲法調査（一八八二年～一八八三年）から初期議会期（一八九〇年～一八九四年）までを対象に、立憲君主制構想の形成から制度化、さらに議会在が君主の政治的権限を制限していく過程について、分析を加えたものである。

序章でまず原科君は、立憲君主制について、君主（天皇）の政治的権限が憲法によって制限されるとともに、王室（皇室）が国民的統合機能を有する君主制と定義した上で、前者は内閣による政治的権限の制限と議会によるそれとに、また後者は宮中による政治関与の否定・制限と政治による宮中の利用の否定とによって構成されるとする。これらに関する先行研究では、内閣による天皇の政治的権限制限について、伊藤や明治天皇による政治構想・行動についてかなりの程度明らかされているものの、彼ら個人の政治主体による行動・協調、その権力的動機に重点を置き過

ぎてきたこと、さらに議会による天皇の政治的権限の制限については、立法および予算の協賛権が主な検討対象とされ、君主制と議会の相剋を示す緊急勅令の議会審査過程がほぼ等閑に付されてきたことに課題が残ると原科君は主張する。

原科君は、皇室の国民統合機能が發揮されるためには、政治的中立性と宮中と政治との相互不干渉が要請されるが、これまでは政治が主導する形で、「宮中」の「府中」に対する干渉を否定する過程が考察され、政治による宮中利用という問題が看過されてきたという。その上で本論文の分析手法として、政治史研究と制度史研究を架橋し、伊藤と政治的に競合したアクターを再検討しながら、制度史の成果を政治史分析に生かしつつ、宮中グループや陸軍反主流派、在野政党などのアクターに注目する重要性を強調している。

第一章では、伊藤の滞欧憲法調査当時、駐露公使（駐スウェーデン公使を兼任）を務めていた柳原前光の皇室制度論に焦点が当てられている。柳原の公使としての派遣過程を踏まえた上で、柳原がヨーロッパ各国で取り組んだ憲法・帝室調査の内容と伊藤への影響、特に多様な人種を抱えるオーストリアで君主が「仁愛の情誼」によって国民を

統合していることから、日本の皇室も国民との情誼的な結合を促進する必要性を説き、ロシアからも示唆を得て、宮中が政府や議会から自律し得る制度設計の重要性を指摘して、伊藤がこれらに賛同したことが明らかにされている。

柳原はこれらの具体案として、皇室財産としての御料地の設定、皇室財政の整備、宮内省の権限強化、元老院の人的強化などを唱え、伊藤のみならず、三条実美（太政大臣）や岩倉具視（右大臣）など、全方位的な献策活動を展開したことが明らかにされている。

第二章では、伊藤が滞欧憲法調査から帰国後、参議兼宮内卿、内閣総理大臣兼宮内大臣として宮中改革や明治天皇の立憲君主化を進めていった過程が分析されている。伊藤は帰国後も柳原の意見を度々徴しながら、皇室財産の設定や、これによる救貧対策や技術振興、地方行幸の推進、宮内省内蔵寮の設置による皇室財政の自律化、外務省から宮内省への皇室の外交儀礼の移管、式部職の増員などに取り組んでいったが、これらは皇室の国民統合機能向上と民選議院からの自律性確保を主たる目的としており、それは明治憲法と明治皇室典範によって制度的保障を得ることになったと評価される。明治天皇の立憲君主化に関連して、それまで侍補らの影響によってしばしば内閣と異なる政治的

意思を表明していた天皇との関係に苦慮した伊藤は、侍補らによる天皇親政運動を警戒し、宮内省による政治関与を非難しつつ、三条実美に太政大臣として天皇の輔導を強化するよう求めた。こうした方針は内閣制度の発足と公文書の制定によって具現化され、伊藤は天皇の政治関与を極小化することに成功するものの、その間、侍補の政治関与を求める鍋島直彬と競合し、伊藤は鍋島に対する冷淡な対応に終始したことが示されている。

第三章では、元老院改革要求を背景として、元老院議員が明治皇室典範の制定に関与していく過程が考察されている。一八八六年に宮内省が立案した「帝室典則」以降、柳原を含む議員らが典範制定に参入し、皇室典則の協議過程では、皇位継承資格や天皇の皇族監督権などが議論されたが、柳原らの私案に過ぎないとして議論の結果は採用されず、伊藤は改めて皇室財産法の起草を柳原に委嘱する。柳原はここでも、皇族監督権や皇位継承順序、摂政就任順序などを検討し、元老院への諮詢手続きを重視して、君主制を廃止しかねない下院を強く警戒した。これに対して伊藤は、元老院にも「民政主義」（資料原文には「デモクラヂック」とのルビが付されている）の「元素」が入り得るとして、元老院への諮詢を否定し、元老院改革そのものを封

じ込めた。柳原は元老院議長兼宮中顧問官に就いて改革の主導権を握ろうとする運動を展開して、伊藤に対する政治的牽制を志向し、対抗意識を惹起していく過程が描かれている。

第四章では、明治憲法制定過程におけるイギリス立憲君主制の影響について、イギリス憲法の専門家として招聘された御雇外国人であるフランシス・T・ピゴットの役割を中心に、検討が進められている。「憲法の理論と実践」に關する「保守的な見解」を有する専門家として、伊藤が主導する形でピゴットが招聘された経緯が詳しく分析され、ピゴットの招聘は各種基本法典の整備を条件とした条約改正を視野に入れたものだとして評価している。ピゴットは、違法行為を犯した大臣は、それが君主の命であるとしても、責任を免れることはできないとするアルフユース・トッドの主張を引用し、これは明治憲法第五五条に対する「憲法義解」の注釈に反映された。一方、大臣は国会に対する連帯責任を有するとしたピゴットの意見は、「義解」において明示的に否定された。緊急勅令の議会による事後承諾に關して、ピゴットはイギリスの免責法について答議しているが、「義解」はこれに依拠しながら免責法を否定している。伊藤は緊急勅令発出には大臣の政治責任が伴い、議会

が事後にこれを不承認とした際には内閣総辞職か議会解散しかないと枢密院で発言しているが、井上は緊急勅令を違法行為として議会が事後承諾して違法性を阻却する免責法は採用しない旨、伊藤に念を押ししたことが実証されている。

第五章では、初期議会における緊急勅令の運用について、最初の緊急勅令である明治二四年勅令第四六号が發布されたから、第二議会でこれが審議未了となったのち、第三議会で不承諾となるまでの過程が考察されている。大津事件発生を受けて、新聞・雑誌の事前検閲を可能にすべく発出された同勅令は、第二議会において事後承諾が求められることになったが、民党側はこれを言論の自由を拘束した憲法の濫用であると批判して、その承諾に反対する方針で結束する。衆議院特別委員会でも津田三蔵に対する皇室罪適用に資するための言論統制だとする不満が噴出して、承諾案は審議未了に終わった。法制局は、発布当時にさかのぼって勅令発布の必要性を問い、政府の責任を追及する議会側の姿勢を批判し、緊急勅令の承諾は「将来」における勅令の効力を認めるに過ぎないとした。これにより、免責法が否定されたことになる。第三議会では、研究会や親政府系無所属議員の賛同によって貴族院本会議で承諾案が可決され、法制局による憲法解釈も共有されていたが、衆議院

特別委員会では同勅令が将来濫用されることで、言論の自由が侵害されるとの批判が支配的で、不承諾が議決される。これを微温的と見る議員が多数を占める本会議では、同勅令は憲法の濫用であり、発出当時も「必要なかりし」ものだったとの批判が高まって、圧倒的多数で不承諾を決定した。同勅令の次に問題となった緊急勅令が日清戦争下での事前検閲を可能にした明治二十七年勅令第一三三九号で、その批判を受けてこれを廃止する勅令第一六七号が出されたが、このいずれもが帝国議会で提出されずに終わった。緊急勅令を廃止する明治二十九年勅令第三九八号については、ここでも政党側はその違憲性を問うたが、政府はあくまで「將來」必要な場合に限って、緊急勅令の事後承諾を議会に求めればよいとする答弁書を作成することになる。原科君は、この解釈が、後に緊急勅令が濫用される事態を生み出していく下地を作ったことを指摘する。

結章で原科君は、序章で提示した分析枠組みに基づき、天皇の政治的権能の制限は、大臣助言制や君主の実質的な政治関与の制限、および議会の立法・予算の協賛権、緊急勅令の事後審査権によって実現したものの、緊急勅令の事後審査権の行使は政府の運用によって制限されたと総括する。皇室の国民統合機能については、天皇の立憲君主化や

公文式・憲法の制定、宮中改革や皇室典範の制定によって、宮中による政治関与と政治による宮中利用の両面が否定・制限されたことで、十全に發揮されるようになったという。

明治立憲君主制の形成の特色を、宮中による政治関与の排除と政治による宮中利用の否定の両面に見出す原科君は、宮内官の政治関与を否定しつつ、皇室財政の自律化を志向した内閣制度は、この両面を補完するものであり、皇位継承順位変更について内閣や元老院への諮詢を排除した皇室典範も、「宮中・府中の別」を実現する意味で、同様の役割を有するものだったと位置付けている。その意味で、内閣制度の運用や藩閥政府による宮中の政治利用などの事例研究が今後の課題となるが、原科君は、君主制研究が世界各国で著しい進展をみせ、君主制原理が政治の安定化や国民統合に寄与してきた事例が明らかにされてきている今日、明治立憲君主制の形成過程は、時空を超えた比較分析や同時代的な因果関係の考察を踏まえて、立憲君主制それ自体の一般的・体系的な知見の構築に寄与するのではないかと、その展望を示している。

三、本論文の評価

これまで、近代日本における立憲君主制の形成は、その

制度化の中心を担った伊藤博文を軸として、いわゆる「府中」と「宮中」の分離、とりわけ政治空間から実質的に天皇の意志を排除していく過程として描かれてきた。本論文において原科君は、こうした立憲君主制の側面を承認しつつも、イギリス憲政史研究の知見や伊藤自身の発言などから、立憲君主制には、内閣および議会による君主の政治的権限の制限と、宮中による政治関与の否定・制限および政治による宮中利用の否定に特徴付けられる王室の国民統合機能が求められるという枠組みを提示し、これらの各構成要素について、学界未見の一次史料を駆使しながら実証することを試みた。その分析枠組みは斬新であり、実証の手法も堅実で、政治史という政治学の一分野について、法制史と歴史学の学問的蓄積・方法論を生かして考察を深めた業績として、本論文は高く評価することができる。

その上で本論文の具体的に評価すべき点を挙げるならば、第一に、伊藤を中心に描かれてきた従来の立憲君主制形成過程研究に再考を迫った点を指摘することができる。原科君は特に、伊藤が憲法調査に取り組んだ期間、駐露公使としてサンクトペテルブルクにいた柳原前光に着目し、柳原がヨーロッパ各国の君主制について精緻に分析してその知見を伊藤はじめ、三条実美、岩倉具視らに提供し、伊藤ら

の制度構想に強い影響を与えたことを、多くの新資料に基づいて解明した。伊藤はアルベルト・モツセヤルドルフ・V・グナイスト、ローレンツ・V・シュタインなどから主にプロイセンの憲法や行政を学んだが、柳原はオーストリアやロシアなどの君主制について詳細に情報を収集し、その成果を伊藤らに示して、皇室の国民統合機能や宮中の政府・議会からの自律化を具現化することに貢献している。柳原の役割を実証するにあたって用いられている一次史料は、宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵「岩倉家文書」、同「帝室御基本書類」、宇和島伊達文化保存会所蔵「宇和島伊達家文書」などに収められた、原科君が新たに発掘したものであり、その資料的価値は高く、分析・利用の手法も的確である。明治立憲君主制の多様な政治的・思想的・歴史的背景を明らかにしたという意味で、これらの点は極めて高く評価されよう。

第二に、近代日本の立憲君主制形成にあたって、イギリスの影響を明確にした点が評価される。これまで長らく、イギリス立憲君主制・議院内閣制をモデルとする構想は明治一四年の政変によって排除されたとされてきたが、近年は伊藤研究の進展にともない、伊藤は長期的にはイギリス議会政治への志向性を有していた、との指摘もなされてき

ている。原科君はこうした現状を踏まえて、伊藤が招聘したイギリス人法律顧問ピゴットの存在と役割に着目し、日英の外交文書を駆使してその招聘過程を説明するとともに、ピゴットの答議の内容と検討の経緯を詳細に分析し、憲法起草過程でイギリス立憲君主制は基本的に排除されたことが示されている。それは特に大臣の議会に対する連帯責任の否定や緊急勅令の免責法による合法化の排除などに明示的に現れているものの、大臣助言制についてはピゴットが引用したイギリスの学説が相当程度採用された点を明らかにしている。緊急勅令の議会による不承諾時の責任の所在をめぐっては、内閣総辞職を必要とする伊藤と大臣責任を不問とする井上毅との間に、深刻な解釈の相違があった点も特筆されている。緊急勅令発出時の大臣責任を考慮した憲法制定当時の伊藤は、イギリスの免責法に近い解釈をとっていた。イギリス立憲君主制の具体的影響を、伊藤やピゴットの後年の回想、招聘に対する政党勢力の反応にまで踏み込んで説明した点は、日本政治史上きわめて大きな意味を有する。

第三に、初期議会における緊急勅令の運用、とりわけ議会の事後不承諾時に勅令発出当時の政府・大臣の責任が問われるか否かという論点について、政府側の見解や政党の

議会内活動、議会外での言説などを検証し、のちの同勅令濫用の起源を明らかにした点が評価できる。これまで、初期議会における立法院の機能は専ら法律と予算の協賛に焦点があてられ、緊急勅令については、大正・昭和期に政府によって濫用された事例が考察されるに止まっていた。これに対し原科君は、初期議会における緊急勅令、特に検閲と言論の自由をめぐる最初の緊急勅令を詳細に事例分析し、政府や各政党による憲法解釈について、検閲に対する嫌疑や自由を守るための論争と捉えるだけでなく、当時の複雑な政治状況や権力構造を踏まえて、これが政略的な動機によっても裏付けられていた点に着目しながら分析し、井上の主張が政府解釈の基本として定着したこと、さらにそれが政府有利な解釈に傾斜して、緊急勅令が濫用されていく構造を説明した。この考察にあたっては、議会の議事録はもとより、法制局の内部資料や政党機関紙なども博捜され、各発言者や各媒体の個性や属性、性格などにも丁寧な配慮が施されており、資料収集・分析の周到さと徹底ぶりには、目を見張るものがある。

このように評価される本論文であるが、今後の課題として残された点もある。

第一に、柳原の政治的役割の重要性を説明したのが本論

文の特徴であり、また意義である反面、柳原の役割をやや過大に評価している傾向が見られる点である。たしかに伊藤は柳原の意見を尊重し、帰国後の宮中改革などに反映させ、皇室典範の起草過程には伊藤の意向で柳原自身も参加しているが、元老院改革とその上院化という政治的動機に基づく柳原の典範に対する意見のほとんどは伊藤によって警戒され、却下されている。柳原の政治的役割の程度、特に伊藤にとつての柳原評価の时期的な変遷、あるいは個別政策による柳原評価の異同については、今後さらなる資料の発掘・分析を踏まえて、慎重かつ詳細に検討されるべきであろう。その際、柳原自身は自らの矜持としつつも、政策提言に際しては「慎み深い姿勢」をとつたとされる嘉仁親王（のちの大正天皇）の伯父としての立場を伊藤がどう認識していたのかも、十分に考慮されなければなるまい。

第二に、初期緊急勅令をめぐる政府解釈が概ね井上の解釈に依拠し、さらに廃止緊急勅令と緊急勅令の議会不提出によつて井上の解釈よりも政府有利に傾斜していったことが本論文で説明されているが、憲法を審議する枢密院会議で、緊急勅令の議会后承認時には内閣の連帯責任が問われると明言した伊藤が、初の廃止緊急勅令である明治二十七年勅令第一六七号発出時には首相を務めるなど、こうし

た政府解釈の形成過程に介入した形跡が見られないことには、若干の違和感を覚えざるを得ない。本論文でもこの点については一応の検討がなされており、伊藤は憲法制定時には想定していなかった政府・議会对立に直面し、緊急勅令理解の変容を余儀なくされたのではないかと述べられているが、具体的な資料の裏付けを欠いている。今後は、緊急勅令の運用を含めた伊藤の憲法解釈の変遷とその理由について、より精緻に分析する必要がある。

第三に、君主の政治的権限の制限を企図して制度整備・改革に努めた伊藤自身が、明治憲法下で自ら政権を担当して以降、いわゆる「和協の詔勅」に代表されるように、政府・議会間対立を緩和すべく、しばしば明治天皇の政治介入に依存した点について、十分な検討が見られない点である。これは本論文の考察の対象時期から外れるため致し方ない面もあるが、原科君自身、これらに天皇自身の主体的な意思が介在していたかどうかを慎重に精査する必要がある。べた上で、伊藤による天皇の政治利用という評価が避けられない可能性を示唆している。伊藤が天皇を政治利用したとすれば、それもまた憲法制定時には想定していなかった政府・議会对立という現実に根ざしたものだったのか、そもそも自由民権派や元老院から憲法・典範制定の主導権を

奪取してこれを事実上独占した伊藤に、果たしてそうした政治感覚が希薄だったのかどうか、明治天皇自身の個人的な意思や性格も含めて、さらなる検討が要される。

こうした課題があるとはいえ、いずれも本論文の欠陥というより、この成果を踏まえた上で、近代日本の立憲君主制の形成から展開へと研究の視野を広めていく、原科君の将来に対する期待を込めての提言である。強固な分析枠組みを提示した上で、多くの新資料を駆使し、近代日本における立憲君主制の形成過程を描き出した本論文の価値は、いささかも損なわれることはない。

以上より、審査員一同は一致して、原科颯君に博士(法学)(慶應義塾大学)の学位を授与することが適当と判断し、この旨、法学研究科委員会に報告するものである。

二〇二四年九月一八日

| | | |
|----|-------------------------------|-------|
| 主査 | 慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士(法学) | 小川原正道 |
| 副査 | 慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士(法学) | 奥 健太郎 |
| 副査 | 慶應義塾大学名誉教授 法学博士 | 玉井 清 |